

嘉手納基地から発生する騒音被害及び米空軍最新鋭ステルス戦闘機 F 2 2 A ラプターの早朝離陸に対する意見書

本町では、日常的に嘉手納基地から発生する航空機騒音被害に悩まされている。特に本年 1 月 1 6 日から北側滑走路の改修工事に伴い、環境基準値を超える騒音が発生し、騒音発生回数や騒音レベルが増加傾向にあり、町民生活に甚大な被害を及ぼしている。

また、去る 5 月 1 0 日には、一時移駐していた米空軍最新鋭ステルス戦闘機 F 2 2 A ラプターが米本国へ帰還するため、運用上の理由で午前 3 時頃から午前 4 時 3 0 分頃の間、早朝離陸を強行した。早朝の離陸は日中に目的地へ着陸するための措置との理由であるが、整備上の都合で離陸できなかった 2 機においては、同日午前 1 0 時 2 5 分頃離陸しており、他の基地を經由して帰還することが十分可能と考えられる。

本町議会においては、幾度となく深夜・早朝の飛行中止の要請を行ってきたが、米軍並びに国の姿勢は、基地周辺住民を軽視した基地の運用であると言わざるを得ない。

さらに、今後も最新鋭ステルス戦闘機 F 2 2 A ラプターの暫定配備もありうるとのことであるが、いかなる理由にせよ到底容認できるものではない。

よって、北谷町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 2 2 : 0 0 から 0 6 : 0 0 までの間、すべての航空機の飛行活動、エンジン調整等を行わないこと。
- 2 住宅上空での飛行を禁止し、旋回を海上において実施すること。
- 3 本国への帰還や訓練等においては、他の基地を經由し、深夜早朝の飛行は行わないこと。
- 4 最新鋭ステルス戦闘機 F 2 2 A ラプターの暫定配備を行わないこと。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

2 0 0 7 年 5 月 1 7 日
沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 防衛施設庁長官
外務省特命全権大使（沖縄担当） 那覇防衛施設局長